

○職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）

（技能照査）

第 21 条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。

2 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（修了証書）

第 22 条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第 27 条 職業能力開発総合大学校は、公共職業訓練その他の職業訓練の円滑な実施その他職業能力の開発及び向上の促進に資するため、公共職業訓練及び認定職業訓練（以下「準則訓練」という。）において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能及びこれに関する知識を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するための訓練（以下「指導員訓練」という。）、職業訓練のうち準則訓練の実施の円滑化に資するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究を総合的に行うものとする。

2 から 5 （略）

（受検資格）

第 45 条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。

- 一 厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者
- 二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの

（厚生労働省令への委任）

第 51 条 この章に定めるもののほか、職業能力検定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（職業訓練等に準ずる訓練の実施）

第 92 条 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練を次に掲げる者に対し行うことができる。

- 一 労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とする者
- 二 家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の四の表の留学又は研修の在留資格をもつて在留する者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で厚生労働省令で定めるもの

(厚生労働省令への委任)

第 99 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（抄）

（雇用安定事業）

第 62 条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

（以下略）

（能力開発事業）

第 63 条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

（以下略）

○職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）（抄）

（技能照査の基準）

第29条 技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受ける者に対して、それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。

（合格証書）

第29条の2 公共職業能力開発施設の長は、技能照査に合格した者に技能照査合格証書（様式第三号）を交付しなければならない。

（修了証書）

第29条の3 法第22条の修了証書は、次の事項を記載したものでなければならない。

- 一 職業訓練を修了した者の氏名及び生年月日
- 二 修了した職業訓練の種類、訓練課程、訓練科の名称及び総訓練時間並びに別表第二から別表第四まで、別表第五各号、別表第六又は別表第七による場合にはその旨
- 三 修了証書を交付するものの氏名又は名称
- 四 修了証書を交付する年月日

（技能照査の届出等）

第35条の3 認定職業訓練を行うものは、技能照査を行おうとするときは、その行おうとする日の十四日前までに当該技能照査に係る訓練課程、訓練科の名称、試験問題、合格判定の基準、実施年月日及び実施場所を管轄都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、認定職業訓練を行うもので技能照査合格証書を交付したもの又は技能照査合格証書の交付を受けた者の申請があつた場合において、当該技能照査合格証書に係る技能照査が的確に行われたものと認めるとときは、当該技能照査合格証書にその旨の証明を行うことができる。

（一級の技能検定の受検資格）

第64条の2 法第45条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。）
 - 二 検定職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後三年以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後一年以上の実務の経験を有するもの又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後二年以上の実務の経験を有するものに限る。）
 - 三 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後五年（総訓練時間が二千八百時間以上の訓練を修了した者にあつては、四年）以上の実務の経験を有する者に限る。）
 - 四 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後六年以上の実務の経験を有する者に限る。）
- 2 法第45条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 検定職種に関し、特定応用課程の高度職業訓練又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。）で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

一の二 検定職種に関し、特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年（二級の技能検定に合格した者にあつては当該技能検定に合格した後一年、三級の技能検定に合格した者にあつては当該技能検定に合格した後二年）以上の実務の経験を有するもの

二から八（略）

九 検定職種に関し七年以上の実務の経験を有する者

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者

二（略）

（二級の技能検定の受験資格）

第 64 条の 3 法第 45 条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者

二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者

2（略）

3 法第 45 条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一（略）

一の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者

二 検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。以下次条から第六十四条の六までにおいて同じ。）

三、四（略）

（三級の技能検定の受験資格）

第 64 条の 4 法第 45 条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者

二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者

三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者

2（略）

- 3 法第45条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を受けている者
 - 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を受けている者
 - 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者
 - 三の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
 - 三の三 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者
 - 四 検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者
 - 五 検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者
 - 六から八（略）

（基礎級の技能検定の受検資格）

第64条の5 法第45条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、基礎級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者
- 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を修了した者

2（略）

3 法第45条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を受けている者
- 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を受けている者
- 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練を受けている者
- 三の二 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 三の三 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者
- 四 検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者
- 五 検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者
- 六から八（略）

（単一等級の技能検定の受検資格）

第64条の6 法第45条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者（総訓練時間が二千八百時間未満の訓練を修了した者にあつては、当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。）
- 三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者（当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。）

2（略）

3 法第45条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 検定職種に関し、特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
- 一の二 検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者

二から四（略）

（試験の免除）

第65条（略）

次の表の上欄に掲げる者は、特級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に関し五年以上の実務の経験を有する者	特級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)

2 次の表の上欄に掲げる者は、一級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に関し二年以上の実務の経験を有する者	一級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に関し四年以上の実務の経験を有する者	一級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する訓練科に関し、短期課程の普通職業訓練（別表第五第一号に定めるところにより行われるものに限る。）の的確に行われたと認められる修了時の試験に合格した者で、当該訓練を修了したもの	一級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)

3 次の表の上欄に掲げる者は、二級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	二級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)

4 次の表の上欄に掲げる者は、三級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	三級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)

5 次の表の上欄に掲げる者は、基礎級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	基礎級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)

6 次の表の上欄に掲げる者は、単一等級の技能検定に係る技能検定試験についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
(略)	(略)
当該検定職種に相当する応用課程又は特定応用課程及び特定専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した者	単一等級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に関し一年以上の実務の経験を有する者	単一等級の技能検定の学科試験の全部
当該検定職種に相当する普通課程の普通職業訓練に係る訓練科に関し、的確に行われたと認められる技能照査に合格した後、当該検定職種に関し二年（総訓練時間が二千八百時間以上の訓練を修了した者にあっては、一年）以上の実務の経験を有する者	単一等級の技能検定の学科試験の全部
(略)	(略)